

(証券コード7035)
2018年11月13日

株主各位

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
and factory株式会社
代表取締役社長 小原 崇幹

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年11月27日(火曜日)午後7時まで到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年11月28日(水曜日) 午後2時
2. 場 所 東京都新宿区百人町2丁目27番6号
関東ITソフトウェア健保会館1F A室
3. 目的事項
報告事項 (第4期(2017年9月1日から2018年8月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件)
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 事 業 報 告

( 2017年9月1日から  
2018年8月31日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続くなかで、緩やかな回復基調が継続しました。米国では6月に利上げが実施され、景気は着実に回復が続いており、アジア地域については、景気は持ち直しの動きはみられるものの、中国を始めとするアジア新興国等の政策に関する不確実性による影響等もあり、先行き不透明な状況となっております。

当社の主要な事業領域である国内スマートフォン向けアプリ市場は、総務省の「平成29年通信利用動向調査」(2018年5月公表)によれば、スマートフォンの個人保有率が2017年には75.1%(前年比3.3%増)となり、普及速度の鈍化がみられるものの、20代～30代の保有率は90%を超え高水準に浸透していることを背景として、国内有数の市場規模を有しております。国内スマートフォン向けゲーム市場については、株式会社矢野経済研究所の「スマホゲームの市場動向と将来性分析2018」によると、2018年度の市場規模が前年度比101.6%の9,600億円に達し、安定成長を続けることが予想されております。

電子書籍市場については、インプレス総合研究所の「電子書籍ビジネス調査報告書2018」によれば、2017年度の電子書籍市場規模は2,241億円で、前年度の1,976億円から13.4%増加し、そのうち82%にあたる1,845億円をコミックが占めております。2022年度には2017年度の約1.4倍の3,150億円に拡大すると予想されています。

また当社が注力するIoT事業は、コンピュータなどの情報・通信機器だけではなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互に通信させる分野として注目を集めております。インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に、インターネットにつながるモノ(IoTデバイス)の数は、2017年の約274億個から2020年にはその約1.5倍の約403億個まで増加すると予測されております(総務省「平成30年版情報通信白書」)。

このような経営環境の中、当社は、Smartphone APP事業において、他社が運営する人気スマートフォンゲームアプリの攻略及びマルチプレイのパートナーを募集する掲示板アプリ「最強シリーズ」及び大手出版社と共同開発したスマートフォン向けのマンガアプリの収益拡大に注力してまいりました。IoT事業においては、スマートホテル「&AND HOSTEL」の出店に注力するとともに、宿泊施設向けのIoTソリ

ユーザーサービスの提供を展開してまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,916,130千円（前年同期比178.3%増）、営業利益365,198千円（前年同期比63.2%増）、経常利益360,790千円（前年同期比61.5%増）、当期純利益260,563千円（前年同期比49.9%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① Smartphone APP事業

当事業年度において、株式会社スクウェア・エニックスと共同開発したマンガアプリ「マンガUP!」、株式会社白泉社と共同開発したマンガアプリ「マンガPark」は、積極的な広告宣伝の実施、新規連載開始等によるMAU（注1）の増加、人気コンテンツの掲載延長、作品追加等でのARPU（注2）の向上によって、前事業年度よりサービス提供を開始して以降、好調に推移しております。「最強シリーズ」においては、継続的なUI等の改善、安定した収益獲得のための広告サービスの提供に注力し、パートナー企業との協業を強化した結果、売上は堅調に推移いたしました。

この結果、当事業年度におけるSmartphone APP事業の売上高は1,099,214千円（前年同期比82.0%増）、セグメント利益は479,644千円（前年同期比21.7%増）となりました。

（注）1. Monthly Active Userの略称であり、1ヶ月に一度でもアプリを利用したユーザーの数を指します。

2. Average Revenue Per Userの略称であり、ユーザー一人当たりの収益単価であります。

#### ② IoT事業

当事業年度において、当社が注力するIoT体験型宿泊施設であるスマートホテル「&AND HOSTEL」の企画、開発が好調に進んだことで、ホテル開発に係るコンサルティングや不動産の仲介等の売上が順調に推移いたしました。また、自社開発型の「&AND HOSTEL」1店舗（&AND HOSTEL ASAKUSA STATION）の販売を行ったため、当社の収益に大きく貢献いたしました。

この結果、当第事業年度におけるIoT事業の売上高は799,887千円（前年同期比1,179.5%増）、セグメント利益は142,262千円（前年同期は29,936千円のセグメント損失）となりました。

### ③ その他事業

当事業年度は、インターネット広告の代理サービス及び記事制作サービスを中心に事業を行った結果、その他事業の売上高は17,027千円（前年同期比22.8%減）、セグメント利益は721千円（前年同期は1,229千円のセグメント損失）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社オフィスの増床等に伴い、総額で46,912千円の設備投資を行っております。

イ. 当事業年度中に取得した主要設備

建物 23,862千円

工具、器具及び備品 23,049千円

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設及び拡充

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

当事業年度中においては、借入により 334,000 千円の資金調達を実施いたしました。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 収益基盤の確立及び安定化

当社は「最強シリーズ」「マンガアプリ」などスマートフォンアプリの開発及び「&AND HOSTEL」を皮切りに「&IoT」を活用した IoT サービスの提供を行っておりますが、スマートフォンアプリ市場は厳しい競争環境が続いており、また IoT 関連市場においては成長性及び市場拡大を見込んだ新規参入企業の増加が大きな課題となっております。

そのため、当社では、**Smartphone APP** 事業を中心とした既存の収益基盤の拡大に加えて、**IoT** 事業をはじめとする新規事業によって新たな収益源を確保することが、経営上重要な課題であると認識しております。具体的に、当社では以下の方針に基づき、対応を進めております。

#### (a) Smartphone APP 事業の収益拡大

Smartphone APP 事業では、既存アプリの収益向上及び新規アプリのリリースによる収益拡大を並行して行っております。当社は、現在、「最強シリーズ」等のゲーム攻略マルチプレイパートナー募集掲示板アプリ及びマンガアプリをサービス提供しておりますが、ゲーム攻略アプリは、その性質上、ゲームタイトルそのものの人気や動向の影響を受けやすく、ゲームタイトルへ

依存するものであります。そのため、当社は、ゲーム攻略アプリの収益向上及び新規のリリースに努めつつも、リスク分散を図るため、マンガアプリの収益拡大にリソースを集中させることで、ゲーム攻略アプリの収益基盤とは別に、早期にマンガアプリの収益基盤を確立、拡大させる方針であります。ゲーム攻略アプリにおいては、既存の「最強シリーズ」に加え、ソーシャルゲーム本体と連動した公式の攻略アプリの展開を図り、新たなマネタイズ手法による収益の拡大を図ってまいります。

マンガアプリにおいては、広告宣伝の拡大や小説や動画などマンガ以外のコンテンツの投入による MAU の増加と、新規のマンガコンテンツを継続的に投入することにより ARPU を向上させ、「マンガ UP!」「マンガ Park」の収益の拡大を図ってまいります。また、出版社との継続的な関係性を構築することで、新たなマンガアプリのパートナー獲得に繋げてまいります。さらに、マンガアプリで獲得したユーザー基盤を活用し、マンガに特化したアドネットワーク（注）事業「COMI AD（コミアド）」を開始し、攻略・マンガに続く事業の柱を目指し、展開してまいります。

（注）インターネット広告の配信や流通のための技術を指します。アドテクノロジーを活用した広告サービスの提供によって、広告主においては費用対効果の高い広告出稿を実現することで、収益増加や商品・サービスの認知度向上等を実現することができ、インターネットメディアにおいては自社メディアに合ったより高単価な広告を表示させることで収益の増加を図ることができ、インターネットユーザーにおいては各自の興味・関心に合った情報を取得することができます。

#### （b）IoT 事業の IoT サービス展開

IOT 事業では、IoT の普及に寄与すべく、プラットフォームアプリ「&IoT」をベースとした IoT サービスの提供を推進してまいります。

当社は、「&IoT」を活用して、様々な IoT デバイスを備えた IoT 空間が楽しめるスマートホテル「&AND HOSTEL」を展開しており、その店舗数を拡大することによって収益向上を図ってまいります。

また、当社は、将来的に「&IoT」と連携させて、宿泊業務全体の ICT 化を実現する宿泊施設向けのシステム開発にも注力しており、宿泊管理システム「inn-to」、宿泊施設向けタブレットサービス「tabii」のサービス提供を行っております。客室での IoT デバイスの一元的管理を可能とする「&IoT」、宿泊管理システム「inn-to」及び宿泊客に対するタブレットサービス「tabii」が、将来連携することで、宿泊客によるタブレットを通じた IoT デバイスの操作を可能とし、宿泊予約時から宿泊中のサービス提供までの一連の宿泊業務が ICT 化され、運営上、人が介在する業務を軽減し、省リソース、業務効率化を実現いたします。また、タブレットを通じて個々の宿泊客が操作した

IoT デバイスから得られるビッグデータを解析することで、宿泊客の属性に応じた嗜好を把握し、宿泊客ごとに最適なホスピタリティを提供するという価値の創造も可能になります。更にその先の未来では、当社が提供するコンテンツや情報の利用傾向をビッグデータとして解析することで、宿泊客の属性に応じたサービス提供にとどまらず、精緻にターゲティングされたマーケティング・ビジネスへの展開を図ってまいります。

当社は、当該システムサービスの提供を通じて、より高度なマーケティング・ソリューションの構築及び新たなビジネスモデルの創出を目指しております。

そして、宿泊領域への IoT サービスの提供を通じて獲得した、IoT 技術に関するノウハウやパートナー企業等と構築したリレーションを活用して、住宅領域やヘルスケア領域へのサービス提供を更に推進し、IoT を活用した将来のライフスタイルの提示、実現に取り組むことで、新たな収益源の確保を図ってまいります。

## ② 組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを引き続き継続していく方針であります。

当社は、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。関係法令・規則の遵守、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、社内教育を行ってまいります。また、Business Administration Div. Manager を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役(経営に重要な影響を与えると認められる事項については、取締役会)に報告する体制を採っており、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っていく方針であります。

## ③ システム基盤の強化

当社は、スマートフォンアプリを Apple Inc. のスマートフォン「iPhone」・タブレット端末「iPad」などの iOS 搭載端末向け、及び Google Inc. の Android 搭載端末向けに展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。

そのため、スマートフォンアプリを運営する上では、ユーザー数増加に伴う負荷分散やユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、システム開発投資を継続的に行っていくことが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

#### ④ 技術革新への対応

当社は、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。各々の技術革新の普及の進展を見ながら、柔軟な対応を図っていく方針であります。

## (5) 財産および損益の状況

| 区 分                                | 第1期<br>(2015年8月期) | 第2期<br>(2016年8月期) | 第3期<br>(2017年8月期) | 第4期<br>(2018年8月期) |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 (千円)                           | 112,011           | 245,028           | 688,612           | 1,916,130         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)            | △41,989           | 12,021            | 223,393           | 360,790           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)          | △42,763           | △6,461            | 173,882           | 260,563           |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | △10.50            | △1.53             | 41.30             | 61.88             |
| 総 資 産 (千円)                         | 135,195           | 183,048           | 593,593           | 1,322,668         |
| 純 資 産 (千円)                         | 25,076            | 18,614            | 192,496           | 453,060           |
| 1株当たり純資産 (円)                       | 5.96              | 4.42              | 45.72             | 107.60            |

(注) 当社は、2014年10月1日付で普通株式1株につき1,000株、2018年6月5日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2018年8月31日現在)

| 事業区分             | 事業内容                                    |
|------------------|-----------------------------------------|
| Smartphone APP事業 | スマートフォンアプリの開発及び運営、アプリ内のモバイル広告枠の販売等      |
| IoT事業            | スマートホテル「&AND HOSTEL」の企画及び開発、IoTサービスの提供等 |

## (8) 主要な事業所 (2018年8月31日現在)

| 名 称 | 所 在 地       |
|-----|-------------|
| 本 社 | 東 京 都 目 黒 区 |

## (9) 従業員の状況 (2018年8月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 65 名 | 24 名   |

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2018年8月31日現在)

| 借入先          | 借入額        |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 208,664 千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 20,540     |
| 株式会社三井住友銀行   | 82,781     |
| 株式会社りそな銀行    | 40,277     |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2018年9月6日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2018年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,210,520株（普通株式）  
 (3) 株 主 数 12名  
 (4) 大 株 主

| 株 主 名    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------|----------|---------|
| 小原 崇幹    | 2,535 千株 | 60.22 % |
| 竹鼻 周     | 493      | 11.73   |
| 青木 倫治    | 435      | 10.35   |
| 株式会社イグニス | 210      | 5.00    |
| 水谷 亮     | 135      | 3.21    |
| 飯村 洋平    | 130      | 3.11    |
| 石田 育男    | 72       | 1.73    |
| 梅本 祐紀    | 54       | 1.30    |
| 鈴木 保浩    | 36       | 0.87    |
| 梅谷 雄紀    | 36       | 0.86    |
| 戸谷 光久    | 36       | 0.86    |

### (5) その他株式に関する重要な事項

2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年6月5日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は6,000,000株増加し、16,000,000株となっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                    |              | 第3回新株予約権                                    |
|--------------------|--------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日              |              | 2016年8月30日                                  |
| 新株予約権の数            |              | 705個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |              | 普通株式 28,200株<br>(新株予約権1個につき40株)             |
| 新株予約権の払込金額         |              | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使価格         |              | 1個当たり12,720円<br>(1株当たり 318円)                |
| 権利行使期間             |              | 2018年8月31日から<br>2026年8月30日まで                |
| 行使の条件              |              | (注)                                         |
| 役員の保有状況            | 取締役(社外役員除く。) | 新株予約権の数 345個<br>目的となる株式数 13,800株<br>保有者数 2名 |
|                    | 監査役          | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 600株<br>保有者数 1名     |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ② 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（2018年8月31日現在）

| 氏 名     | 地位および担当                              | 重要な兼職の状況                                                              |
|---------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 小 原 崇 幹 | 代表取締役社長                              |                                                                       |
| 青 木 倫 治 | 取 締 役<br>Smartphone APP Div. Manager |                                                                       |
| 梅 本 祐 紀 | 取 締 役<br>IoT Div. Manager            |                                                                       |
| 須 田 仁 之 | 取 締 役                                | 弁護士ドットコム(株) 社外監査役<br>(株)スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）                           |
| 蓮 見 朋 樹 | 常勤監査役                                |                                                                       |
| 小名木 俊太郎 | 監 査 役                                | GVA法律事務所 弁護士                                                          |
| 中 村 竜 士 | 監 査 役                                | (株)センター 代表取締役<br>(株)Orion 代表取締役<br>(株)ブルースター 代表取締役<br>(株)メディックス 代表取締役 |

- (注) 1. 須田仁之氏は、2017年12月28日開催の臨時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役小名木俊太郎、中村竜士の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役須田仁之氏は、社外取締役であります。
4. 監査役蓮見朋樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役須田仁之氏、監査役小名木俊太郎氏及び監査役中村竜士氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各Divisionの業務執行機能の強化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、Corporate Strategy Division Manager 水谷亮、Real Estate Tech担当石田育男、Business Development担当飯村洋平、Business Administration Division Manager戸谷光久、HR Division Manager 梅谷雄紀であります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分               | 員数        | 報酬等の額               |
|------------------|-----------|---------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 62,460千円<br>(1,200) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2) | 7,920千円<br>(1,200)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 7名<br>(3) | 70,380千円<br>(2,400) |

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職の状況と当該兼職先との関係

| 区分    | 氏名      | 兼職先及び兼職内容                                                             | 当社と当該兼職先との関係 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 社外取締役 | 須田 仁之   | 弁護士ドットコム(株) 社外監査役<br>(株)スタジオアタオ社外取締役<br>(監査等委員)                       | 特別の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 小名木 俊太郎 | GVA法律事務所 弁護士                                                          | 特別の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 中村 竜士   | (株)センター 代表取締役<br>(株)Orion 代表取締役<br>(株)ブルースター 代表取締役<br>(株)メディックス 代表取締役 | 特別の関係はありません。 |

## ② 社外役員の主な活動状況

| 区分    | 氏名      | 主な活動状況                                                                                       |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 須田 仁之   | 取締役に就任した2017年12月15日以降開催された取締役会14回のうち14回すべて出席し、様々な企業における役員経験や豊富なビジネス経験を活かし、適宜発言をしております。       |
| 社外監査役 | 小名木 俊太郎 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会13回のうち13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 中村 竜士   | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会13回のうち13回に出席し、経営に関する幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適切性を確保する発言を行っております。     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                         | 支払額      |
|-------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額     | 12,255千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 12,255千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。その概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき取締役会を定期的を開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。
- ③ 他の業務執行部門から独立した代表取締役が指名する内部監査担当者が、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- ④ コンプライアンス規程にて内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程を定め、株主総会、取締役会の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めております。
- ② リスク管理体制については代表取締役が指揮し、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 各Divisionにおいては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。
- ② 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にしております。
- ③ 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行っております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営しております。
- ③ 代表取締役が指名する内部監査責任者は、内部監査規程に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認しております。
- ④ コンプライアンス規程に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などによりコンプライアンス意識の徹底を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせております。
- ② 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知しております。
- ③ 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告しております。
- ② 内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、社内窓口を常勤監査役、外部窓口を弁護士とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しております。
- ③ 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備しております。
- ② 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができることとなっております。

ります。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要ではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとしております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力対応規程において、当社役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応しております。
- ② 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、事業拡大のための内部留保の充実等を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金もしくは設備投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2018年 8 月 31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)     |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産       | 1,126,461 | 流 動 負 債         | 653,242   |
| 現 金 及 び 預 金   | 672,495   | 買 掛 金           | 62,590    |
| 売 掛 金         | 302,252   | 短 期 借 入 金       | 65,000    |
| 仕 掛 品         | 15,987    | 1 年以内返済予定の長期借入金 | 70,896    |
| 前 払 費 用       | 13,793    | 未 払 金           | 284,947   |
| 立 替 金         | 86,034    | 未 払 法 人 税 等     | 91,247    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 22,135    | 賞 与 引 当 金       | 24,078    |
| そ の 他         | 14,330    | 役 員 賞 与 引 当 金   | 15,621    |
| 貸 倒 引 当 金     | △567      | そ の 他           | 38,859    |
| 固 定 資 産       | 196,206   | 固 定 負 債         | 216,366   |
| 有 形 固 定 資 産   | 74,158    | 長 期 借 入 金       | 216,366   |
| 建 物           | 62,293    |                 |           |
| 工具、器具及び備品     | 27,968    | 負 債 合 計         | 869,608   |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △16,103   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 無 形 固 定 資 産   | 41,181    | 株 主 資 本         | 453,060   |
| ソ フ ト ウ エ ア   | 30,810    | 資 本 金           | 34,420    |
| ソフトウェア仮勘定     | 10,370    | 資 本 剰 余 金       | 33,420    |
| 投資その他の資産      | 80,866    | 資 本 準 備 金       | 33,420    |
| 投 資 有 価 証 券   | 10,969    | 利 益 剰 余 金       | 385,220   |
| 繰 延 税 金 資 産   | 13,358    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 385,220   |
| そ の 他         | 56,539    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 385,220   |
|               |           | 純 資 産 合 計       | 453,060   |
| 資 産 合 計       | 1,322,668 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,322,668 |

# 損 益 計 算 書

( 2017年9月1日から  
2018年8月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 金 額       |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,916,130 |
| 売 上 原 価               |         | 802,628   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,113,501 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 748,302   |
| 営 業 利 益               |         | 365,198   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 3       |           |
| 還 付 金 収 入             | 221     |           |
| 補 助 金 収 入             | 1,570   |           |
| そ の 他                 | 107     | 1,902     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 5,579   |           |
| 支 払 保 証 料             | 714     |           |
| そ の 他                 | 16      | 6,310     |
| 経 常 利 益               |         | 360,790   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 減 損 損 失               | 3,689   | 3,689     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 357,100   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 116,229 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △19,691 | 96,537    |
| 当 期 純 利 益             |         | 260,563   |

# 株主資本等変動計算書

( 2017年9月1日から  
2018年8月31日まで )

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |         |                             |         |
|-----------|---------|-----------|---------|-----------------------------|---------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金                   |         |
|           |         | 資 本 準 備 金 | 資本剰余金合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 34,420  | 33,420    | 33,420  | 124,656                     | 124,656 |
| 当 期 変 動 額 |         |           |         |                             |         |
| 当 期 純 利 益 |         |           |         | 260,563                     | 260,563 |
| 当期変動額合計   | —       | —         | —       | 260,563                     | 260,563 |
| 当 期 末 残 高 | 34,420  | 33,420    | 33,420  | 385,220                     | 385,220 |

|           | 株 主 資 本 | 純資産合計   |
|-----------|---------|---------|
|           | 株主資本合計  |         |
| 当 期 首 残 高 | 192,496 | 192,496 |
| 当 期 変 動 額 |         |         |
| 当 期 純 利 益 | 260,563 | 260,563 |
| 当期変動額合計   | 260,563 | 260,563 |
| 当 期 末 残 高 | 453,060 | 453,060 |

## 個 別 注 記 表

### 重 要 な 会 計 方 針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

    その他有価証券

        時価のないもの

            移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

    仕掛品、仕掛販売用不動産

        個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

    定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

    なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

        建物                                    8～15年

        工具、器具及び備品                3～15年

##### (2) 無形固定資産

    定額法を採用しております。

    自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

    債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

    従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

    役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

    消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 損益計算書に関する注記

#### 減損損失

    当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

| 種類    | 用途     | 減損損失額（千円） |
|-------|--------|-----------|
| 事業用資産 | ソフトウェア | 3,689     |

    当社は、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

    当該資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>(株) | 当事業年度増加株<br>式数 (株) | 当事業年度減少株<br>式数 (株) | 当事業年度末<br>(株) |
|-------|----------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 普通株式  | 105,263        | 4,105,257          | —                  | 4,210,520     |
| 合計    | 105,263        | 4,105,257          | —                  | 4,210,520     |

(注) 当社は、2018年6月5日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。

### (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 未払事業税    | 8,743千円  |
| 賞与引当金    | 7,374 〃  |
| 役員賞与引当金  | 4,784 〃  |
| 減価償却超過額  | 11,431 〃 |
| 減損損失     | 1,129 〃  |
| その他      | 2,030 〃  |
| 繰延税金資産小計 | 35,493千円 |
| 評価性引当額   | — 〃      |
| 繰延税金資産合計 | 35,493千円 |

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金負債   | —千円      |
| 繰延税金資産純額 | 35,493千円 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、すべて1年内の支払期日であります。借入金  
は当社の運転資金の調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、財務経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当期の決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

|                | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金     | 672,495          | 672,495    | —          |
| (2) 売掛金        | 302,252          |            |            |
| 貸倒引当金 (*1)     | △550             |            |            |
|                | 301,702          | 301,702    | —          |
| (3) 立替金        | 86,034           | 86,034     | —          |
| 資産計            | 1,060,231        | 1,060,231  | —          |
| (1) 買掛金        | 62,590           | 62,590     | —          |
| (2) 短期借入金      | 65,000           | 65,000     | —          |
| (3) 未払金        | 284,947          | 284,947    | —          |
| (4) 未払法人税等     | 91,247           | 91,247     | —          |
| (5) 長期借入金 (*2) | 287,262          | 287,262    | —          |
| 負債計            | 791,048          | 791,048    | —          |

(\*1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金並びに(3) 立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分       | 貸借対照表計上額 |
|----------|----------|
| 非上場株式(※) | 10,969   |

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

**一株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額 107円60銭

1株当たり当期純利益 61円88銭

(注) 当社は、2018年6月5日付で、普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

### 公募による新株式の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2018年9月6日に同取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2018年7月30日及び2018年8月17日開催の取締役会において、新株式の発行を決議いたしました。また、2018年9月5日に払込を受けており、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の額が増加しております。概要は以下のとおりであります。

|                   |                                                                                            |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 430,000株                                                                            |
| ②発行価格             | 1株につき2,570円                                                                                |
| ③引受価額             | 1株につき2,364.40円<br>この株価は当社が引受人より1株当たりの新株式の払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額の差額は、引受人の手取金となります。 |
| ④発行価格の総額          | 1,105,100千円                                                                                |
| ⑤引受価額の総額          | 1,016,692千円                                                                                |
| ⑥増加した資本金及び資本準備金の額 | 増加した資本金の額 508,346千円<br>増加した資本準備金の額 508,346千円                                               |
| ⑦払込期日             | 2018年9月5日                                                                                  |
| ⑧資金の使途            | マンガアプリのユーザー獲得のための広告宣伝費、事業規模拡大のために必要な人員に係る採用費、人件費及び借入金の返済に充当する予定であります。                      |

# 計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2018年10月29日

and factory 株式会社

取締役会 御中

### EY 新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、and factory株式会社の2017年9月1日から2018年8月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年7月30日及び2018年8月17日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議し、2018年9月5日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

## 監査役の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年9月1日から2018年8月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示して

いるものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月13日

and factory 株式会社 監査役会

常勤監査役 蓮見朋樹 ㊞

社外監査役 小名木 俊太郎 ㊞

社外監査役 中村 竜士 ㊞

## 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

今後の業務範囲の拡大及び新規事業への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。また、事業拡大を見越して取締役の員数及び監査役の員数を増加させるものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第 1 条 (現行のとおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 広告代理業<br>(2) S m a r t P h o n e アプリ企画・開発及び売買等<br>(3) 旅館業及び飲食業<br>(4) 衣料雑貨品の輸出入及び販売<br>(5) 特定労働者派遣事業<br>(6) 一般労働者派遣事業<br>(7) 有料職業紹介事業<br>(8) チケット、商品券の販売<br>(9) 旅行業法に基づく旅行業者代理業<br>(10) 出版物の企画、発行並びに販売<br>(11) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介及びコンサルティング<br>(12) 建築工事、土木工事、設備設置工事の設計、施工及び請負<br>(13) 建築士事務所の経営<br>(14) WEB 及びマルチメディアコンテンツの企画・製作・管理・運営及び売買等に関連する業務<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設) | 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) 広告代理業<br>(2) S m a r t P h o n e アプリ企画・開発及び売買等<br>(3) 旅館業及び飲食業<br>(4) 衣料雑貨品の輸出入及び販売<br>(5) 特定労働者派遣事業<br>(6) 一般労働者派遣事業<br>(7) 有料職業紹介事業<br>(8) チケット、商品券の販売<br>(9) 旅行業法に基づく旅行業者代理業<br>(10) 出版物の企画、発行並びに販売<br>(11) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介及びコンサルティング<br>(12) 建築工事、土木工事、設備設置工事の設計、施工及び請負<br>(13) 建築士事務所の経営<br>(14) WEB 及びマルチメディアコンテンツの企画・製作・管理・運営及び売買等に関連する業務<br>(15) <u>電力の供給・売電・仲介等の事業</u><br>(16) <u>不動産特定共同事業法に基づく事業</u><br>(17) <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資</u> |

|                                |                                        |
|--------------------------------|----------------------------------------|
| (新設)                           | <u>信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u>       |
| (新設)                           | (18) <u>不動産、証券等を担保とする金融並びにその仲介又は保証</u> |
| (15) 前各号に附帯関連する一切の事業           | (19) <u>投資事業及びコンサルティング</u>             |
|                                | (20) 前各号に附帯関連する一切の事業                   |
| 第3条～第18条（条文省略）                 | 第3条～第18条（現行のとおり）                       |
| 第19条 当社の取締役は、 <u>5名</u> 以内とする。 | 第19条 当社の取締役は、 <u>10名</u> 以内とする。        |
| 第20条～第32条（条文省略）                | 第20条～第32条（現行のとおり）                      |
| 第33条 当社の監査役は、 <u>5名</u> 以内とする。 | 第33条 当社の監査役は、 <u>10名</u> 以内とする。        |
| 第34条～第51条（条文省略）                | 第34条～第51条（現行のとおり）                      |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）の任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及び充実を図るため、取締役を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                    | 所 有 す る<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | おはら たかまさ<br>小原 崇幹<br>(1984年8月1日生) | 2009年4月 (株)シーエー・モバイル入社<br>2009年6月 (株)zeronana 出向<br>2011年2月 (株)docks 設立 取締役就任<br>2012年5月 (株)famous 設立 代表取締役就任<br>2012年10月 (株)ツテコト（現 (株)エイチ）設立<br>代表取締役就任<br>2013年8月 (株)ツクルバ 取締役就任<br>2014年7月 (株)デイズ設立 取締役就任<br>2014年9月 当社設立 代表取締役就任(現任)<br>2015年10月 C-studio(株)設立 取締役就任 | 2,535,600株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 する<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2         | あおき りんじ<br>青木 倫治<br>(1983 年 11 月 15 日生) | 2006年 4 月 (株)シーエー・モバイル入社<br>2008年10月 (株)zeronana 出向<br>2012年 2 月 (株)docks 入社<br>2015年 8 月 当社 取締役就任(現任)<br>2015年10月 C-studio(株)設立 代表取締役就任                                                                                                     | 435,600 株       |
| 3         | うめもと ゆう き<br>梅本 祐紀<br>(1980 年 9 月 3 日生) | 2004年 4 月 富士通テン(株) (現 (株)デンソーテン) 入社<br>2010年 1 月 グリー(株)入社<br>2013年 1 月 (株)フリークアウト (現 (株)フリークアウト・ホールディングス) 入社<br>2015年 1 月 キュレーションズ(株) 執行役員就任<br>2016年 1 月 当社入社<br>2016年 8 月 当社 執行役員就任<br>2016年11月 C-studio(株) 取締役就任<br>2017年11月 当社 取締役就任(現任) | 54,560 株        |
| 4         | みずたに りょう<br>水谷 亮<br>(1983 年 4 月 4 日生)   | 2007年 4 月 大和証券エスエムビーシー(株) (現 大和証券 (株))入社<br>2014年 7 月 (株)デイズ設立 取締役就任<br>2014年11月 当社 取締役就任<br>2015年 4 月 (株)クレッジテクノロジー 取締役就任<br>2016年 5 月 C-studio(株) 代表取締役就任<br>2017年11月 当社 執行役員就任 (現任)                                                       | 135,120 株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5         | 須田 仁之<br>(1973 年 7 月 21 日生) | 1996年 4 月 イマジニア(株)入社<br>1997年10月 ジェイ・スカイ・ビー(株) (現 スカパーJSAT(株)) 入社<br>1999年 7 月 (株)コミュニケーションオンライン 取締役就任<br>1999年 8 月 (株)デジタルクラブ (現 ブロードメディア(株)) 入社<br>2002年 8 月 (株)コミュニケーションオンライン 取締役就任<br>2002年10月 (株)アエリア 取締役就任<br>2013年 2 月 オーセンスグループ(株) (現 弁護士ドットコム(株)) 監査役就任 (現任)<br>2016年 5 月 (株)スタジオアタオ 監査役就任<br>2017年 5 月 同社 取締役 (監査等委員) 就任 (現任)<br>2017年12月 当社 取締役就任 (現任) | 一株            |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 須田仁之氏は、社外取締役候補者であります。

3. 須田仁之氏を社外取締役候補者とした理由は、数多くの急成長したベンチャー企業の経営に携わった経験があることから、当社の成長及び事業の拡大に合わせた経営や組織運営の助言及び業務執行の監督に適しているものと判断したためであります。

4. 須田仁之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時を持って 11 か月となります。

5. 当社は、須田仁之氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、須田仁之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

7. 所有する当社株式数は、2018 年 8 月 31 日現在の所有株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

第4回定時株主総会の終結の時をもって、現在の監査役3名のうち、中村竜士氏が辞任により退任しますので、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <div style="text-align: center;"> <small>まえだ はるみ</small><br/> <b>前田 晴美</b><br/>           (1963年4月13日生)         </div> | 1982年4月 (株)平和相互銀行入行(現 (株)三井住友銀行)<br>1985年3月 エイ・ディ技研工業(株)入社<br>1988年10月 日本キャドネティクス(株)入社<br>1990年4月 メンター・グラフィックス・ジャパン(株)入社<br>1993年4月 (株)日本ワードパーフェクト 入社<br>1997年12月 (株)タスカ 取締役就任<br>2006年3月 (株)エムアウト入社<br>2008年5月 (株)大洋システムテクノロジー入社<br>2012年7月 (株)ロコンド入社<br>2014年11月 (株)ロコンド 監査役就任<br>2017年6月 (株)クロスリンク入社 | 一株            |

(注) 1. 新任の監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 前田晴美氏は、社外監査役候補者であります。

4. 前田晴美氏を監査役候補者とした理由は、事業会社での管理部門経験や監査役経験等を有しておられることから、それらを当社の監査に活かしていただくためであります。

5. 前田晴美氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

6. 前田晴美氏が監査役に選任された場合には、同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。

以上